

◎新しく貸付を受ける貸付施設等についてはもちろん、以前貸付を受けたものについても、損害保険に加入しているか確認しましょう。

◎もし加入していなかったり、保険期間が切れているような場合には、すぐに加入手続きをとりましょう。

損害保険証券
〇〇〇〇様
〇△保険会社



損害保険に入っていてよかった!

山形県 G農場



▲損壊の状況



▼修復後

平成16年に特別対策で導入した堆肥舎(木造699㎡、事業費1,422万円)が、平成21年の豪雪で押しつぶされ、全壊しました。でも、損害保険に加入していたため、若干の自己負担はありましたが、元通りに再建することができました。再建した堆肥舎についても、もちろん損害保険に加入しました。

鹿児島県 H氏

平成16年に特別対策で堆肥舎(木造214㎡、事業費349万円)を導入しましたが、設置からわずか1ヶ月後に台風が襲われ、屋根が完全に吹き飛ばされてしまいました。

この地域は台風常襲地帯で農協も損害保険への加入を強く勧めたので、建設後すぐに加入していました。おかげで自己負担もなく、すぐ元通りにすることができました。

この台風では近くの農家の堆肥舎も屋根が吹き飛ばされましたが、やはり保険に入っていたため助かったと言っていました。保険に入るとは本当に大切だと実感しています。



▲損壊の状況



▲修復後

●お問い合わせ



財団法人畜産環境整備機構

〒105-0001東京都港区虎ノ門5-12-1 ワイコービル2F
TEL:03-3459-6300 FAX:03-3459-6315

●ホームページ <http://www.leio.or.jp>
●e-mail leio@leio.or.jp

2012.10.8.000

畜産環境整備リース事業 損害保険加入のご案内

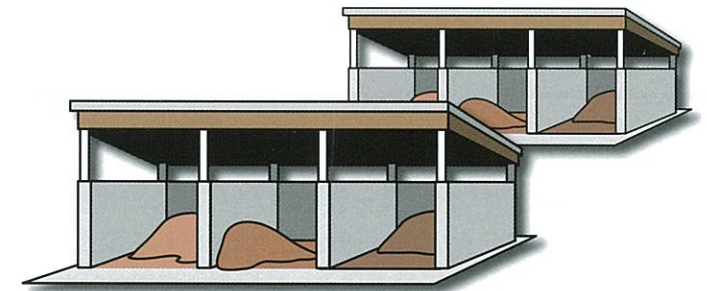


● 機構の貸付施設等を借りたら ●

必ず損害保険に 加入しましょう!!



損害保険証券
〇〇〇〇様
〇△保険会社



財団法人 畜産環境整備機構



どうして損害保険に加入しなければならぬのですか？

Q1

1 機構の貸付施設等を借り受けたら、必ず損害保険に加入し、貸付期間中これを継続しなければならぬことが、リース事業の実施要領や貸付契約に定められています。その保険加入の形態は、貸付施設等の種類により異なっています。

堆肥舎、貯留槽などの構築物については、機構を保険金の受取人として、借受者が個々に損害保険に加入します。この損害保険は、原則として火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災をカバーするものでなければなりません。



構築物及び車両以外のもの（動産）については、機構が運営する「動産総合保険」に加入します。その保険料は、貸付料と一緒に徴収されます。

車両については、借受者が個々に車両保険に加入します。



2 このように借受者に対し損害保険加入を義務付けているのは、主として次の2つの理由によるものです。

第一は、貸付施設等が損傷したときは、その原因の如何に関わらず借受者に修理義務があります^②。その修理を円滑に行い、借受者の経営への影響をできるだけ回避するため、損害保険加入を義務づけています。

^②機構のリースは、いわゆる「ファイナンス・リース」で、基本的に「融資」と同じ扱いです。したがって、融資を受けて設置した施設等が損傷した場合は融資を受けた者が修理しなければならないと同様に、機構のリースで借り受けた施設が損傷した場合も借受者が修理しなければならないこととなっています。

第二は、貸付施設等の担保価値を維持するためです。機構のリースでは、余程のことがない限り担保は必要ありません。その代わりに、貸付施設等の所有権を機構に留保して、実質的に担保の役割を果たしてもらうことになっています。貸付施設等が損傷した場合に修理が行われなければ、担保としての価値を損なうことになってしまいます。

このような保険加入義務は、たとえば、住宅ローンを借りた場合に抵当権を設定した住宅に損害保険をかけることを求められるのと同じことです。



3 このように、損害保険は、借受者にとっても機構にとっても絶対に必要なものなので、実施要領及び契約上の義務として定められています。損害保険加入は、決して任意ではないので、損傷したときは自己負担で修理するからといって加入しないことが認められるものではありません。



損害保険に加入しないとどうなるのですか？

Q2



万一貸付施設等が損傷・滅失したときは、その修理費や再建費はすべて借受者が自己負担しなければなりません。もし、修理や再建を行わなかったときは、実施要領違反、貸付契約違反となり、状況によっては契約上の責任を問われる場合もあり得ます。なお、前述の通り、機構のリースはファイナンス・リースで融資と同じ扱いなので、貸付施設等が滅失してもリース料等の支払義務はなりません。

損害保険に加入するにはどういう手順をとればいいのか？

Q3



1 借受者自らが加入手順をとらなければならない施設については、貸付契約を行う際に機構が「要保険手続」と指定します。この指定があった場合は、経営者自身が取引している保険会社等や借受団体等に相談して、原則として貸付開始の時までに損害保険に加入してください。この場合、保険会社等には、下記の内容を必ず伝えてください。

加入する保険は、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災をカバーするものであること

貸付期間を通じて継続（単年度契約等の更新を含む）する必要があること

保険金の受取人は機構であること

2 もし、照会した保険会社等にこの条件を満足する保険がなかったり、加入を断られた場合は、少なくとも3社について同様の照会を行ってください。その結果、どの保険会社も上記の条件を満たさない場合は、上記の条件に最も近い損害保険に加入してください。なお、保険金の受け取りについては、借受者を受取人としてその保険金受領権に機構を質権者とする質権を設定する方法でも差支えありません。損害保険加入自体をどの保険会社にも断られた場合は、借受団体等を通じて機構に相談してください。また、この間の保険会社とのやりとりの文書（パンフレット、加入申込書の写し、保険会社からの回答書等）は、必ず保存しておいてください。

3 もし、単年度契約など、貸付期間を通じての損害保険に加入しなかった場合は、常にその状況を把握し、忘れないで更新するようにしてください。

4 損害保険に加入した場合は、保険証券の写しを借受団体等に提出してください。単年度契約などを延長した場合も同様です。なお、保険金受領権に質権を設定した場合は、保険証券の原本を機構に送付する必要があります。